

八頭町地域福祉推進計画

2018年度 ▶▶▶ 2023年度

概要版



多機関連携の
専門支援が
充実するまち

福祉学習が
充実するまち

支え合い・助け合い
仲間づくりが
広がるまち

安心して
相談が
できるまち

地域の人
みんなが
つながるまち

基本理念

みんなで支えあい 誰もが自分らしく
いきいきと幸せに暮らせる 福祉のまちづくり

八頭町地域福祉推進計画とは…



1 地域福祉を推進する主体

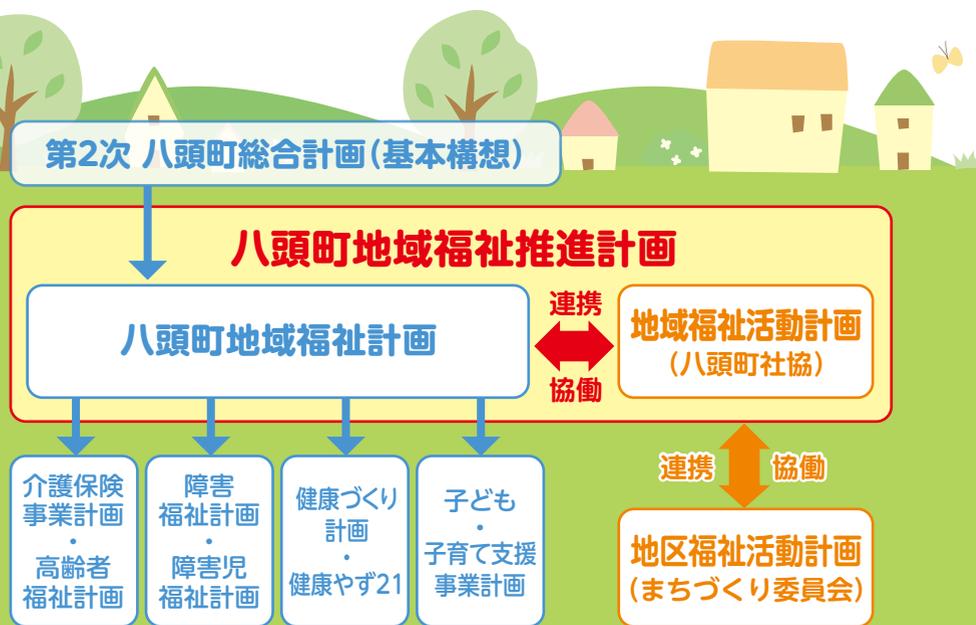
「八頭町地域福祉推進計画」とは、八頭町の住民誰もが、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるよう、八頭町の福祉に関わる公共部門(公)・民間部門(民)の多様な主体が一丸となって取り組む福祉のまちづくり計画です。

これからの地域には、公・民双方の多様な主体が相互に協力・協働することで、「自助」「互助・共助」「公助」がきめ細かく補完しあうバランスの取れた福祉のあり方が求められており、八頭町においてそうした役割を担うものが、今回策定した「八頭町地域福祉推進計画」です。

2 地域福祉計画の位置づけ

本計画の「地域福祉計画」部分については、「第2次八頭町総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康づくり計画 健康やず21」「子ども・子育て支援事業計画」などの各個別計画の上位計画として、保健福祉行政の基本理念や基本方針を示すものです。また、個別計画や分野別施策に共通する事項を定めて、総合的な保健福祉サービスを効果的・効率的に提供することを目指しています。

さらに、民間レベルにおいて八頭町社協が中心となって策定している「地域福祉活動計画」や、地区単位に設立されている「まちづくり委員会」の「地区福祉活動計画」とも連携し、公・民協働による八頭町の地域福祉推進を目指しています。



基本原則

年齢や障がいの有無・性別などの違いを超えて すべての人が認め合い
居場所と役割を持つことができる 地域共生社会の実現

① 基本的人権の尊重

すべての住民が年齢や性別、障がいの有無や国籍などの違いを超えて互いの個性を尊重し合い、差別や偏見のない心豊かなまちづくりを推進します。

② 参加・参画と交流の促進

すべての住民が地域社会や行政との関係を保ち、自分の居場所と役割を実感しながら暮らすことができるよう、あらゆる分野において住民の参加・参画を進めるとともに、地域の絆を深めることができるよう日常の住民交流を豊かにします。

③ 連携・協働の促進

地域福祉に関係する専門機関や地域の団体ならびに個人が相互に連携・協力することで、互いの限界を補完しあいながら、より豊かで持続可能なまちづくりを推進します。

④ 地域共生社会の実現

これまで長らく行政や地域が抱えていた「縦割り」の組織のあり方やサービスの仕組みなどを見直して、行政などの専門機関と地域が相互に連携しながら、課題を抱える個人や世帯を包括的に支援できる体制づくりを推進します。

①～④を大切にしながら、計画を進めていきます。

重点的な取り組み(重点課題)

本計画の推進にあたり、特に必要性が高く、計画期間中に重点を置いて取り組む以下の4点を「重点課題」としています。

重点課題1 まちづくり委員会の設立と機能強化

近年、生活課題が複雑化・多様化する中で、地域の生活課題を可能な限り地域で受けとめることが重要です。そのための地域福祉推進の基盤となるのが、まちづくり委員会です。第1次地域福祉計画期間中では9地区まで設立が進みましたが、本計画の実施に当たって未設置地区へのまちづくり委員会の設立は最重要課題

であり、町内全地区に設置します。

今後、まちづくり委員会が地域の生活課題を発見し、きめ細かく対応する力を高めるためには、地域の未来を担う人材の育成と組織基盤の強化が必要です。また、高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに配慮し、誰もが利用しやすいバリアフリーの福祉拠点整備を進めます。

重点課題3 共生型総合相談体制の構築

社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯などの生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制づくりを進めます。

重点課題2 福祉学習プラットフォーム機能の確立

日々の生活の中で、様々な課題を抱えながら暮らしている人や、支援が必要な人が増加しています。地域での支え合い、助け合いには、住民一人ひとりが福祉意識・人権意識を高めるとともに、活動への積極的な参加を促す事が求められています。

そのため本計画では、町内の小・中・高校における子ども

たちを対象とした福祉学習プログラム、並びに住民を対象とする各種の福祉学習プログラムを充実させることで次世代の担い手育成を強化します。また、学校と地域の福祉関係機関・当事者団体および住民の連携と協働を進めるための協議体(プラットフォーム)を設置し、学校と地域の互いの強みを活かした福祉学習プログラムづくりを進めます。

重点課題4 権利擁護相談体制の確立

認知症の高齢者や、地域で暮らす障がい者の増加に伴い、詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待などの問題が増加傾向にあります。そのため、新たに権利擁護センターを設置し、判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための権利擁護の取り組みや福祉サービス利用手続きの代行を充実、強化します。

基本方針・基本計画・実施事業

基本方針	基本計画	実施事業	
I. 地域福祉に関する活動への住民の参加促進	1 小地域福祉活動の促進		
	①まちづくり委員会の設立促進	②未設置地区でのまちづくり委員会の設立	
	②まちづくり委員会の機能強化	③住民が主体的に地域課題を把握し、専門職とともに解決を試みる体制づくり ④地域見守りネットワーク体制の強化と充実による課題の早期発見・支援 ⑤まちづくり委員会の体制の充実 ⑥誰でも集まれる場づくりの推進 ⑦地域での健康づくり・介護予防の推進	
	③集落福祉活動の促進	⑧集落サロンの充実 及び集落サロンとまちづくり委員会の相互連携の推進 ⑨福祉的視点に立った防災体制の推進	
	2 広域的な福祉活動の促進		
	①ボランティアセンターの機能強化	⑩ボランティア活動 支援の充実 ⑪災害ボランティアの理解促進と災害ボランティアセンター運営体制の整備	
	②NPOの立ち上げ支援、活動支援	⑫新たな地域課題へ対応した事業の創出 ⑬市民活動の理解促進とNPO設立に向けた情報提供、立ち上げ支援	
	3 福祉学習の推進と担い手づくり		
	①福祉学習プラットフォーム機能の確立	⑭福祉学習プラットフォームの設置推進	
	②子どもを対象とした福祉学習の促進	⑮新たな福祉学習プログラムの創出 ⑯地域への愛着を高める活動の推進	
	③地域対象とした福祉学習の促進	⑰福祉意識の向上に向けた講演・研修等の開催 ⑱当事者の参画と支援実践の促進	
	4 地域福祉推進のための基盤強化		
	①組織体制の強化	⑲地区を単位とする福祉活動推進に向けた各種組織の再編 ⑳社協における組織体制の強化	
	②財源の強化	㉑自主財源づくりの強化とクラウドファンディングなど新たな財源の活用 ㉒共同募金運動の活性化	
	II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進	1 共生型総合相談体制の構築	
		①課題発見機能の強化	㉓福祉相談支援センターの設置
②分野を超えた支援体制づくり		㉔共生型ケア会議の開催・包括的支援体制への参加と協働の促進 ㉕保健福祉専門職や事業所への情報提供の充実	
2 権利擁護機能の強化			
①権利擁護相談体制の確立		㉖権利擁護センターの設置	
②法人後見機能の確立		㉗法人後見機能の確立	
③市民後見人の育成		㉘市民後見人の育成	
3 情報提供体制の強化			
①身近な地域における情報発信機能の構築		㉙地区総合相談窓口における情報提供機能の確立	
②福祉情報提供の充実		㉚福祉情報提供の充実	
III. 地域における社会福祉事業の健全な発達の推進	1 福祉事業者間のネットワークと協働の推進	㉛災害時における医療・福祉施設との連携 ㉜同一分野事業者の研修、異分野の事業所間の情報交換の場づくりと連携	
	2 地域共生社会の実現に向けた各種サービスの充実	㉝ハード・ソフト両面のバリアフリー化の促進 ㉞高齢・障がいなどの分野を超えたケアサービスづくり ㉟生活困窮者自立支援制度の充実 ㊱認知症高齢者や障がい者向けグループホームやサービス付高齢者向け住宅等の充実 ㊲避難行動要支援者登録台帳の整備・更新と要支援者情報の共有 ㊳地域における子どもの居場所づくりの充実	
	3 福祉人材の確保	㊴医療・福祉系の大学・専門学校での地域実習の受け入れ ㊵福祉人材バンクの活用促進と町外からの専門職の受け入れ	
	4 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献	㊶協働による新たな地域課題へ対応した事業の創出	
IV. 地域資源を活用した持続可能なまちづくりの推進	1 企業の社会貢献活動の促進	㊷協働による新たな地域課題へ対応した事業の創出	
	2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援		
	①日常の移動手段の確保	㊸公共交通の利便性の向上 ㊹個別ニーズに対応した移送サービスの導入	
	②食料品・生活必需品・生活雑貨の購入支援	㊺移動販売の充実 ㊻宅配サービスの利用促進	
	3 移住定住・就労環境の整備		
	①地域の次世代の担い手の確保	㊼空き家等の活用によるI・J・Uターンの積極的受け入れ	
②多様な就労及び社会参加の場づくり	㊽就労の機会の確保 ㊾農福連携による働く場、居場所づくりの推進		

重点課題1

まちづくり委員会の設立と機能強化

地区単位に基盤となる拠点を整備し、行政や地域住民、あらゆる分野の専門職が協働で地域づくりを進めます。

相談支援機能

- 地区総合相談窓口
- 住民参加による地域での見守り・相談・早期発見・専門支援へのつなぎ
- 福祉情報の提供・発信



専門職につなげよう

(心配なので声をかけてみよう) いつもとちがう どうしたの?



ちょっとした事なら手伝うよ

生活支援機能

- 日常生活支援や支え合いの仕組みづくり
- 集落サロンの活動支援
- ボランティアの人材育成
- 移動支援
- 地域防災への備え

地域福祉の拠点

社会参加・交流機能

来てないけど大丈夫かな?



健康づくり

一緒なら頑張れるよね

人と関われる場所



生きがいづくり

安心してすごせる場所

重点課題2

福祉学習プラットフォーム機能の確立

当事者も参加し、福祉学習プログラムをつくり、地域で実践することで、子どもから大人まで幅広く福祉学習をすすめます。

地域と連携した福祉学習メニューづくり



学校

当事者

- ・当事者の理解促進
- ・当事者の社会参加



高齢者・障がい者など

将来の地域の担い手づくり



まちづくり委員会

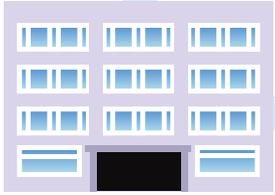
福祉学習プラットフォーム

ともに作る (orange bubble)

ともに実践する (green bubble)

ともに学ぶ (pink bubble)

- ・社会貢献
- ・安心して働ける環境
- ・自分と家族の将来の備え
- ・仲間づくり



企業

福祉学習プラットフォームの企画・運営・調整を担当

ボランティアコーディネーター



- ・将来の福祉人材の発掘
- ・地域貢献

社会福祉法人・福祉事業所

重点課題3

共生型総合相談体制の構築

重点課題4

権利擁護相談体制の確立

- ①まちづくり委員会を中心とした日常的な課題発見力の向上
- ②専門機関の分野を横断した包括的な相談支援体制
- ①と②を相互に連携することによる充実した相談支援体制をつくります。



共生型ケア会議を開催し、地区を基盤に相互連携
 (コミュニティソーシャルワーカーが調整します)

八頭町地域福祉推進計画
 2018年度▶▶▶2023年度[概要版]
 2018年6月発行

発行所
 八頭町福祉課
 〒680-0463
 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
 TEL(0858)72-3586
 FAX(0858)72-3565

八頭町社会福祉協議会(本所)
 〒680-0463
 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
 TEL(0858)72-6210
 FAX(0858)72-2793

編著
 ・八頭町福祉課
 ・八頭町社会福祉協議会
 ・竹川 俊夫
 (鳥取大学准教授・計画策定アドバイザー)